

第 2 回 南 庄 内 合 併 協 議 会

期 日：平成16年11月19日(金)
会 場：鶴岡市マリカ市民ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 専門小委員会の協議状況について

(2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(3) 調整項目について

組織及び機構の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて

財産の取扱いについて

公社、第三セクター等の取扱いについて

町・字の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて

4 そ の 他

5 閉 会

資料一覧

| | |
|----------------------------|----|
| 1 南庄内合併協議会委員等名簿 | 2 |
| 2 専門小委員会 協議状況報告 | 3 |
| 3 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 9 |
| 4 調整項目について | 13 |
| 5 組織及び機構の取扱い | 15 |
| 6 地域審議会の取扱い | 19 |
| 7 財産の取扱い | 23 |
| 8 公社、第三セクター等の取扱い | 27 |
| 9 町・字の取扱い | 31 |
| 10 一般職の職員の身分の取扱い | 33 |
| 11 特別職の身分の取扱い | 35 |

南庄内合併協議会委員等名簿

(敬称略)

| 市町村名 | 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|---------|--------|
| 鶴 岡 市 | 市 長 | 富 塚 陽 一 | |
| | 議 長 | 榎 本 政 規 | |
| | 議 員 | 斎 藤 助 夫 | |
| | 議 員 | 本 城 昭 一 | |
| | 助 役 | 芳 賀 肇 | |
| | 識見を有する者 | 大 瀧 常 雄 | |
| | 識見を有する者 | 竹 内 峰 子 | |
| | 識見を有する者 | 菅 原 一 浩 | |
| 藤 島 町 | 町 長 | 阿 部 昇 司 | |
| | 議 長 | 齋 藤 久 | |
| | 議 員 | 押 井 喜 一 | |
| | 識見を有する者 | 富 樫 達 喜 | |
| | 識見を有する者 | 伊 藤 忠 | |
| 羽 黒 町 | 町 長 | 中 村 博 信 | |
| | 議 長 | 山 口 猛 | |
| | 議 員 | 富 樫 栄 一 | |
| | 識見を有する者 | 呼 野 祝 二 | |
| | 識見を有する者 | 高 橋 澤 | |
| 櫛 引 町 | 町 長 | 難 波 玉 記 | |
| | 議 長 | 菅 原 元 | |
| | 議 員 | 安 野 良 明 | |
| | 識見を有する者 | 長 南 源 一 | |
| | 識見を有する者 | 前 田 藤 吉 | |
| 朝 日 村 | 村 長 | 佐 藤 征 勝 | |
| | 議 長 | 進 藤 篤 | |
| | 議 員 | 井 上 時 夫 | |
| | 識見を有する者 | 田 村 作 美 | |
| | 識見を有する者 | 渡 部 長 和 | |
| 温 海 町 | 町 長 | 佐 藤 正 明 | |
| | 議 長 | 佐 藤 甚一郎 | |
| | 議 員 | 富 樫 栄 一 | |
| | 識見を有する者 | 齋 藤 金 一 | |
| | 識見を有する者 | 佐 藤 喜久子 | < 欠席 > |
| 監 査 委 員 | 朝日村監査委員 | 難 波 鉄 雄 | |
| | 羽黒町監査委員 | 清 野 均 | |

専門小委員会 協議状況報告

- 1 . 新市建設計画（案）
- 2 . 事務事業調整（案）

平成16年11月19日

南庄内合併協議会

白ページです。

第一小委員会

1. 新市建設計画（案）について

| 質問、意見、提案等 | 回答又は協議結果 |
|-----------|-----------|
| ・特になし | ・原案のとおり了承 |

2. 事務事業調整（案）について

| 質問、意見、提案等 | 回答又は協議結果 |
|--|--|
| <p>・意見、提案等は特になかったが、下記のような質問があった。</p> <p>質問 1 今後合併まで市町村の独自施策など新たな事務事業が開始された場合には、どのような調整が行われるか。</p> <p>質問 2 支所の機能、職員数について、合併前に具体的な計画が協議会に提出され、協議されるのか。</p> | <p>・原案のとおり了承</p> <p>回答 1 前の協議会で合意した組織機構整備の基本的考え方のなかで、支所では各地区特有のプロジェクトについては原則として引き続き取りこんでいくことができるようにしている。また、新しい制度等を当該地区だけで実施するか、全市的に実施するかは、ケースごとに検討することになる。</p> <p>回答 2 前の協議会で組織機構整備の基本的考え方について合意し、具体的措置は市町村長に委任することになったが、まとまった段階で協議会に相談することになっている。</p> |

第二小委員会

1. 新市建設計画（案）について

| 質問、意見、提案等 | 回答又は協議結果 |
|--|---|
| <p>・意見、提案等は特になかったが、下記のような質問があった。</p> <p>質問 財政計画について、繰入金や積立金が全くない年度がある。収支の均衡のため基金を取り崩したり、積立てたりする仕組みはわかるが、実際の基金の中には、必ずしも財政状況の変動によらない積み立てや取り崩しがあるのではないか。</p> | <p>・原案のとおり了承</p> <p>回答 事務局としては、繰入金や積立金については実際の財政運営上政策的判断を含め全くゼロとはならないものと理解しているが、現時点での計画値としての計上を考えた場合、収支均衡の差し引きとして整理している。</p> |

2. 事務事業調整（案）について

| 質問、意見、提案等 | 回答又は協議結果 |
|--|---|
| <p>・意見、提案等は特になかったが、下記のような質問があった。</p> <p>質問 一部事務組合の衛生処理組合、消防、水道などは、合併に関わって、今後、どのような取扱いになるのか。</p> | <p>・原案のとおり了承</p> <p>回答 一部事務組合等の対応方針については関係市町村長が協議することとし、その内容については協議状況を踏まえ協議会への説明を行う。</p> |

第三小委員会

1. 新市建設計画（案）について

| 質問、意見、提案等 | 回答又は協議結果 |
|--|---|
| <p>・意見、提案等は特になかったが、下記のような質問があった。</p> <p>質問 鶴岡駅前のジャスコの撤退が報道されたが、合併の計画に与える影響はどうか。</p> | <p>・原案のとおり了承</p> <p>回答 撤退についてジャスコ本社で正式決定したとは聞いていないが、駅前地区におけるジャスコの役割は大きいので経営を継続して欲しい、と要望している。ジャスコのビルは民間施設であり市に直接的に影響はないが、テナントなどに影響が出ると思う。ジャスコが撤退したとしても、新市建設計画の駅前地区に係る部分に変更はないと思われる。</p> |

2. 事務事業調整（案）について

| 質問、意見、提案等 | 回答又は協議結果 |
|--|---|
| <p>・意見、提案等は特になかったが、下記のような質問があった。</p> <p>質問 1 月山水道企業団などの一部事務組合の調整はどうなるのか。</p> <p>質問 2 一部事務組合の調整について、小委員会で協議することになるのか。</p> | <p>・原案のとおり了承</p> <p>回答 1 一部事務組合の調整は、11月9日の合併協議会資料の「今後の合併協議について」のとおり関係市町村長で協議することとしている。一部事務組合の設置・廃止には、構成市町村全部の合意が必要とされているので、合併関係市町村で対応方針を検討し、関係市町村と協議することになる。</p> <p>回答 2 調整内容と合併協議会のその時点での進捗状況により、専門小委員会あるいは合併協議会で説明することになると思われる。</p> |

白ページです。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

| 調 整 内 容 |
|--|
| <p>(1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は37人とする。</p> |
| <p>(2) 選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、鶴岡市は3選挙区、各町村はそれぞれ1選挙区とする。</p> |
| <p>(3) 6市町村の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、互選により37人が合併の日から平成17年11月25日まで引き続き在任する。</p> <p>ただし、各市町村の農業委員会ごとの在任する人数は、鶴岡市農業委員会13人、藤島町農業委員会5人、羽黒町農業委員会5人、櫛引町農業委員会6人、朝日村農業委員会4人、温海町農業委員会4人とする。</p> |

平成16年11月15日

南庄内合併協議会

会長 富塚 陽 一 様

鶴岡市農業委員会

会長 石 井

善兵衛



藤島町農業委員会

会長 奥 泉

英 一



羽黒町農業委員会

会長 本 間

洋 一



櫛引町農業委員会

会長 菅 原

吉 勝



朝日村農業委員会

会長 難 波

久



温海町農業委員会

会長 五十嵐

豊 作



合併後の新農業委員会の委員定数等について（報告）

南庄内合併協議会が設立されたことに伴い、平成16年11月9日付け、南庄合発第3号により、貴職から照会ありました市町村合併に伴う農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり意見集約をしましたので報告いたします。

記

1 新市の農業委員会の数について

新市の農業委員会の数は、一つとする。



2 新市の選挙委員の定数等について

- (1) 農業委員会等に関する法律第7条第1項に規定する定数については、37人とする。
- (2) 選挙区については、農地管理等の観点から、複数の選挙区を設けることとし、その数は鶴岡市3選挙区、藤島町1選挙区、羽黒町1選挙区、櫛引町1選挙区、朝日村1選挙区、温海町1選挙区とする。
- (3) 各選挙区の定数については、法第10条の2第3項に基づき、おおむね選挙人の数の比例とする。

3 市町村の合併の特例に関する法律の適用について

- (1) 新市の発足時においては、農業委員会が廃止され、選挙委員も身分を失うことになり、市民サービスができなくなることから、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項を適用し、選挙委員について、37人を平成17年11月25日まで在任する。
- (2) 在任特例期間中における選挙委員の定数は、鶴岡市13人、藤島町5人、羽黒町5人、櫛引町6人、朝日村4人、温海町4人とする。

白ページです。

調整項目について

合併協議会における協議事項については、既に基本4項目について合意されたほか、合併特例法の定める新市建設計画及び各種の事務事業調整について協議を行っており、また、議会議員及び農業委員会委員の定数等の取扱いについても所要の手続きを進めている。

これらのほか、特に重要と考えられる下記の調整項目については、庄内南部地区合併協議会において協議を重ね、概ね合意が得られた項目であり、そのような経過を踏まえて、本協議会において、改めてそれぞれの調整内容を確認することとする。

組織及び機構の取扱い

地域審議会の取扱い

財産の取扱い

公社、第三セクター等の取扱い

町・字の取扱い

一般職の職員の身分の取扱い

特別職の身分の取扱い

白ページです。

組織及び機構の取扱い

| 調 整 内 容 |
|---|
| <p>新市の組織及び機構は次の基本的な考え方により再構築する。</p> <p>(1) 現在の鶴岡市役所を本所、町村役場を支所とし、行政機能を分担し、配置する。</p> <p>ア 本所・支所においては、住民がこれまでどおり、各種の手続きができるようにするとともに、住民の日常生活の問題に関する相談窓口を設ける。</p> <p>健康・福祉部門などにおいては、住民に提供するサービス内容の充実、高度化を図る。</p> <p>イ 支所においては、各地区特有のプロジェクト等について、原則として引き続き取り組み、また、合併に伴い検討すべき施策の調整も重要業務として取り組む。</p> <p>ウ 内部管理部門は、本所に中核機能を置き、業務内容の充実を図りつつ、組織の統合・縮小、職員の資質向上と併せた人員削減を計画的に進める。</p> <p>エ 市政運営の基本方針などの策定や各部門の中核管理機能は、本所を中核としながら、適切な行政運営に努める。</p> <p>(2) 本所、支所以外での公共的サービス提供については、民間セクターとの協力・協調体制の構築を推進する。</p> <p>また、民間のサービス機関に移管することが適切な公的施設については、努めて移管する。</p> <p>(3) 支所の権限などについては、新市で行政課題や権限の分担、財政事情などを総合的に勘案し、適切に決定する。</p> <p>(4) 行財政改革については、既決の計画に沿うなど、引き続き実施する。</p> |

組織・機構の新設、再構築について

1 組織・機構整備の基本的視点

今、全国の市町村は、財政事情が著しく窮迫化する中であって、各地域の住民生活の変容や地域社会・経済の大きな構造的変革に伴う諸々の新たなニーズに適確に対応することが求められています。

もちろん、市町村は、住民に最も身近な行政体として、これまでも住民福祉の向上、地域の活性化に努めてきましたが、これらの施策は、国や県の指導管理のもとで、やや画一的な形で進められることが少なくありませんでした。しかし今後は、行政に求められるニーズは、各々の地域固有の特殊性を抜きにしては充足できない傾向が濃くなってきております。

そこで行政機関は、一般的にニーズの高度化・多様化を伴いつつ増大することに対応するとともに、特に各々の地事情に適合する施策を、より主体的に進めることが強く要請されてきており、そうした観点から、行政機関としては、市町村が最も適切な機関として重視されてきたわけです。国や県の権限を市町村に移譲しようという考えは、その時代的表れでもあります。

市町村合併は、こうした時代的要請に応える最も有効な手段であり、積極的に取り組んできたものです。

2 新市の組織・機構整備の基本的考え方

- (1) 上記の事情を踏まえ、次のような考え方を基本に、新市の組織・機構の整備を進めてまいります。

なお、この具体的な整備措置は、この基本的な考え方を踏ま

えることを前提に、現在の市町村長、新市発足後は新市長に委任するのが妥当なものと考えます。行政の組織・機構は極めて複雑であり、諸々の施策を具体的に実行する場合には、様々な試行錯誤を避けることができないと思われるので、組織・機構を望ましい状態に仕上げるには、一定の歳月を要するものと思われ、執行部局の責任で処理させるのが適切だからです。

- (2) 新市の行政組織・機構は、次の基本的考え方に添うよう新設ないし再構築をします。

ア 本所・支所の行政機能の分担・配置について

現在の鶴岡市役所を本所（仮称）、町村役場を支所（仮称）とし、各々下記の行政機能を分担・配置する。

- (ア) 住民は、これまでどおり、従前の役所＝本所・支所で諸々の手続きができるようにする。また、住民の日常生活にまつわる諸々の問題に関する相談窓口を、本所、各支所に設ける。

なお、これらの手続き事項、相談事項への対応などについては、必要に応じて本所に回付して検討し、より良いサービスが提供できるようにする。

また、健康・福祉部門など、住民に提供するサービス内容の充実・高度化が求められている部門においては、専門職員の充実、資質の向上を図りつつ、新市内の専門職員が一体的かつ機動的に活動できる体制を整備・強化するなど、専門職員の能力を最大限に発揮できるように配慮する。

- (イ) 支所は、町村として取り組んできた各地区特有のプロジェクトや行事について、原則として従前に引き続き取り組

んでいくことができるようにする。

また、合併に伴い検討すべき施策の調整業務も、当面における重要業務として取り組む。(本所においても、当然、上記に準ずる業務を担当する。)

(ウ) 住民との関わりが間接的な内部管理部門においては、本所に中核機能を置き、その業務内容の充実を図りつつ、総体として、組織の合理的な統合・縮小、職員の資質向上と併せて人員の削減を計画的に進める。

そのほか、各部門における中枢管理機能は、本所を中核にし、合理化を図りつつ、その充実・強化に努める。

イ 本所、支所を除くサービス施設について

公的施設について、民間のサービス機関に移管することが適切なものは、努めて移管するように措置していく。

ウ 支所の権限などについて

支所の長を始めとする権限、予算執行権などについては、新市の行政課題とその権限の分担、あるいは財政事情などを総合的に勘案して決めるべきものなので、新市が発足してから十分に検討し、適切に決定する。

エ 行財政改革の推進について

これまで各市町村において実施してきた「行財政改革」は、原則として既決の計画に添うなど、引き続き実施していくことが望まれるので、組織・機構の再構築の際、この点にもよく留意し、適切に処理する。

地域審議会の取扱い

| 調 整 内 容 |
|---|
| <p>(1) 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、合併前の鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の区域ごとに地域審議会を設置する。</p> |
| <p>(2) 設置期間は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。</p> |
| <p>(3) 地域審議会は、合併に係る次の事務を所掌する。</p> <p>ア 次の事項について、市長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(ア) 新市建設計画の変更に関する事項</p> <p>(イ) 新市建設計画の執行状況に関する事項</p> <p>(ウ) その他市長が必要と認める事項</p> <p>イ 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。</p> |
| <p>(4) 審議会は、区域ごとに委員 2 0 人以内で組織し、委員の任期は 2 年とする。</p> |

地域審議会の取扱いについて

合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念を払うとともに、新市の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、以下により地域審議会を設置する。

1 設置

合併前の各市町村の区域を対象にして、地域審議会を設置する。

| | |
|--------|---------|
| 鶴岡市の区域 | 鶴岡地域審議会 |
| 藤島町の区域 | 藤島地域審議会 |
| 羽黒町の区域 | 羽黒地域審議会 |
| 櫛引町の区域 | 櫛引地域審議会 |
| 朝日村の区域 | 朝日地域審議会 |
| 温海町の区域 | 温海地域審議会 |

2 設置期間

設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までの概ね10年とする。

3 所掌事務

合併特例法第5条の4第1項の規定によるものとして、合併に係る次の事務を所掌する。

(1) 次の事項について、市長の諮問に応じて審議する。

新市建設計画の変更に関する事項

新市建設計画の執行状況に関する事項

その他市長が必要と認める事項

(2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 組織

(1) 委員20人以内で組織する。

(2) 委員は、当該区域に住所を有する次の者のうちから、市長が任命する。

公共的団体等を代表する者

学識経験者

5 任期及び失職

(1) 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員の再任は、妨げない。

(3) 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

6 会長及び副会長

- (1) 会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会議

- (1) 会議は、会長が招集する。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議長は、会長が務める。
- (4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (6) 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

8 庶務

庶務は、当該区域の本所及び支所において処理する。

9 その他

その他必要事項は、市長が定める。

【補足】

組織について

代表する者を委員に任命する公共的団体等として想定されるもの

- ・自治会連合組織
- ・町内会連合組織
- ・駐在員協議会
- ・PTA連合組織
- ・防災組織
- ・農林漁業・商工観光団体
- ・福祉・医療団体
- ・芸術文化・体育団体
- ・老人・婦人・青年団体
- ・教育機関
- ・NPO法人 等

財産の取扱い

| 調 整 内 容 |
|--|
| <p>6市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。鶴岡市大字加茂財産区財産は、加茂財産区財産として、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、6市町村では行財政改革の積極的な推進に努めており、その取組みにおいて合併までになお財産の変動があることを踏まえて取り扱うものとする。</p> |

財産及び債務・財産区の状況 (平成15年度決算)

| | 鶴岡市 | 藤島町 | 羽黒町 | 榑引町 | 朝日村 | 温海町 |
|------------------------------------|--------------|----------------------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|
| 公有財産 | | | | | | |
| ○有価証券 | 166,042千円 | 15,731千円 | 19,095千円 | 17,150千円 | 77,980千円 | 29,936千円 |
| ○出資による権利 | 1,928,492千円 | 230,045千円 | 271,400千円 | 120,015千円 | 103,274千円 | 197,375千円 |
| ○物権 | 温泉権 | 温泉権 | 温泉権 | 温泉権 地上権367,207㎡ | 温泉権 | 分湯権 |
| 債権 | 392,667千円 | 52,976千円 | 85,215千円 | 333千円 | 16,761千円 | 14,129千円 |
| 基金 | 4,591,020千円 | 1,467,298千円 | 1,485,957千円 | 459,194千円 | 1,044,167千円 | 1,844,557千円 |
| 物品 | 車輛275台他 | 車輛57台他 | 車輛61台他 | 車輛76台他 | 車輛69台他 | 車輛58台他 |
| 地方債・企業債残高 | | | | | | |
| ○普通会計 | 43,267,701千円 | 6,906,164千円 | 6,027,207千円 | 5,919,554千円 | 5,364,190千円 | 6,604,623千円 |
| ○特別会計 | 40,055,685千円 | 7,003,321千円 | 3,374,773千円 | 5,072,375千円 | 3,132,690千円 | 4,711,274千円 |
| ○公営企業会計 | | | | | | |
| 水道事業 | 5,317,170千円 | (月山水道企業団) (2,630,293千円) | 1,791,251千円 | 739,737千円 | 1,505,680千円 | 1,610,915千円 |
| 病院事業 | 23,485,193千円 | - | - | - | - | - |
| 債務負担行為の状況 (H.16以降支出予定額) | | | | | | |
| ○普通会計 | 5,948,428千円 | 510,231千円 | 311,407千円 | 238,655千円 | 220,190千円 | 357,851千円 |
| ○特別会計 | 280,000千円 | - | - | - | - | - |

財産及び債務・財産区の状況 (平成15年度決算)

公有財産

○土地及び建物

| | | 鶴岡市 | | 藤島町 | | 羽黒町 | | 櫛引町 | | 朝日村 | | 温海町 | |
|----------|--------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|------------|----------------|-----------|----------------|
| | | 土地 (㎡) | 建物(㎡) (延面積) | 土地 (㎡) | 建物(㎡) (延面積) | 土地 (㎡) | 建物(㎡) (延面積) | 土地 (㎡) | 建物(㎡) (延面積) | 土地 (㎡) | 建物(㎡) (延面積) | 土地 (㎡) | 建物(㎡) (延面積) |
| 行政 財産 | 本庁舎 | 11,405 | 14,420 | 16,516 | 5,503 | 7,347 | 3,362 | 8,277 | 4,503 | 10,478 | 1,935 | 5,939 | 4,215 |
| | その他の行政 機関 | 113,783 | 25,939 | 32,200 | 3,856 | 4,125 | - | 3,809 | 711 | 14,642 | 4,488 | 1,403 | 90 |
| | 公共用財産 | 1,660,545 | 278,518 | 441,571 | 54,168 | 462,515 | 53,284 | 364,564 | 39,508 | 323,937 | 40,008 | 425,407 | 57,699 |
| 普通 財産 | 山林 | 6,972,250 | - | 159,441 | - | 3,420,939 | - | 2,974,800 | - | 27,119,780 | - | 1,849,870 | - |
| | その他 | 322,349 | 16,075 | 24,573 | - | 816,040 | 267 | 2,129 | - | 800,530 | - | 306,033 | 5,972 |
| 合 計 | | 9,080,332 | 334,952 | 674,301 | 63,527 | 4,710,966 | 56,913 | 3,353,579 | 44,722 | 28,269,367 | 46,431 | 2,588,652 | 67,976 |

| | |
|-----|--|
| 財産区 | 鶴岡市大字加茂財産区財産 ・土地 771,725㎡ ・建物 13㎡ ・山林 (面積)766,293㎡ (立木)20,328m ³ ・出羽庄内森林組合出資金 878千円 |
|-----|--|

白ページです。

公社、第三セクター等の取扱い

| 調 整 内 容 |
|---|
| (1) 藤島町、羽黒町、温海町の土地開発公社については、統廃合し、1つの土地開発公社とする。 |
| (2) 財団法人鶴岡市開発公社については、当面現行のとおりとし、新市において土地開発公社との業務の整理について検討する。 |
| (3) 第三セクターについては、当面現行のとおりとし、出資金は新市に引き継ぐ。 なお、類似業務を行うものの統合、組織機構及び公的支援の見直し、民営化等の運営の改善、合理化に努める。 |

土地開発公社等の概要

1 土地開発公社

(単位：千円)

| 名 称 | 代表者氏名 | 出資金 総 額 | 当該町村 出 資 額 | 出資割合 | 主 な 業 務 |
|-----------|-------------------------|------------|---------------|--------|--------------------|
| 藤島町土地開発公社 | 理事長 成澤 辰己 (藤島町助役) | 5,000 | 5,000 | 100.0% | 公共用地等の取得、 管理、処分 |
| 羽黒町土地開発公社 | 理事長 成沢 一彦 (羽黒町助役) | 5,000 | 5,000 | 100.0% | 公共用地等の取得、 管理、処分 |
| 温海町土地開発公社 | 理事長 榎本 竹司 (温海町助役) | 5,000 | 5,000 | 100.0% | 公共用地等の取得、 管理、処分 |

2 開発公社

(単位：千円)

| 名 称 | 代表者氏名 | 出資金 総 額 | 当 該 市 出 資 額 | 出資割合 | 主 な 業 務 |
|------------|------------------------|------------|----------------|--------|-----------------------------------|
| (財)鶴岡市開発公社 | 理事長 芳賀 肇 (鶴岡市助役) | 5,000 | 5,000 | 100.0% | 公共用地等の取得、 管理、処分、施設管 理及び事業運営 |

第三セクターの概要

鶴岡市

(単位：千円)

| 名称 | 代表者氏名 | 出資金総額 | 当該市町村出資額 | 出資割合 | 主な業務 |
|-----------------|----------------------------|---------|----------|--------|--|
| (財)鶴岡市開発公社 | 理事長 芳賀 肇 (鶴岡市助役) | 5,000 | 5,000 | 100.0% | 公共用地、工業団地、住宅用地等の造成、売買、施設管理及び事業運営 |
| (財)庄内地域産業振興センター | 理事長 富塚 陽一 (鶴岡市長) | 100,100 | 50,050 | 50.0% | 庄内産業振興センターの管理、新商品の開発支援、新規創業支援、地域製品の取引拡大・販路拡大 |
| 鶴岡再開発ビル(株) | 代表取締役社長 富塚 陽一 (鶴岡市長) | 88,250 | 50,000 | 56.7% | テナントビル「マリカ」の管理、店舗の販売促進、駐車場の管理運営・賃貸業務 |
| (社)荘内文化財保存会 | 会長 中村昭太郎 | 10,050 | 10,000 | 99.5% | 文化財の発掘・調査・保護・啓蒙、文化財保存の技術的・経済的援助 |
| 赤川スポーツランド(株) | 代表取締役 笹原 桂一 | 30,000 | 13,500 | 45.0% | 赤川ゴルフ場の運営、クラブハウスや駐車場・食堂などの経営管理、スポーツ用品の販売 |
| (財)出羽庄内国際交流財団 | 理事長 富塚 陽一 (鶴岡市長) | 57,500 | 56,500 | 98.3% | 国際交流活動の振興、国際理解及び在住外国人支援事業の実施 |

藤島町

| 名称 | 代表者氏名 | 出資金総額 | 当該市町村出資額 | 出資割合 | 主な業務 |
|-----------------|--------------------------|--------|----------|--------|-----------------------------|
| (財)藤島町文化スポーツ事業団 | 理事長 鈴木 充洋 | 80,000 | 80,000 | 100.0% | 芸術文化・生涯学習、スポーツの普及及び振興に関する事業 |
| ふじの里振興(株) | 代表取締役 阿部 昇司 (藤島町長) | 20,000 | 15,000 | 75.0% | 「ぼっぼの湯」維持管理及び運営、農産物等の販売 |

羽黒町

| 名称 | 代表者氏名 | 出資金総額 | 当該市町村出資額 | 出資割合 | 主な業務 |
|-------------|----------------------------|--------|----------|-------|---------------------------------------|
| (株)ゆぽか | 代表取締役社長 中村 博信 (羽黒町長) | 20,000 | 15,000 | 75.0% | 温泉入浴施設の管理運営、農産物等の販売 |
| (社)月山畜産振興公社 | 理事長 成沢 一彦 (羽黒町助役) | 10,000 | 6,000 | 60.0% | 乳牛・肉用牛の育成事業、月山広域牧場の管理、畜産に関する教育・調査・研究等 |

櫛引町

| 名称 | 代表者氏名 | 出資金総額 | 当該市町村出資額 | 出資割合 | 主な業務 |
|---------------------|-----------------------------|--------|----------|-------|---|
| (株)くしびきふるさと 振興公社 | 代表取締役社長 照井 和直 (櫛引町助役) | 17,000 | 15,000 | 88.2% | 公共施設等の管理・ 運営、労働者派遣等 ゆーTown、ケ- ーブルTV、運動公 園、給食センター等 |

朝日村

| 名称 | 代表者氏名 | 出資金総額 | 当該市町村出資額 | 出資割合 | 主な業務 |
|------------------|--------------------------|---------|----------|-------|---|
| (株)月山あさひ博物村 | 代表取締役 佐藤 征勝 (朝日村長) | 50,000 | 34,600 | 69.2% | 公共施設等の管理・ 運営、観光土産品の 研究開発等 アマゾン自然館、 山ぶどう研究所等 |
| (株)湯殿山観光 開発公社 | 代表取締役 佐藤 征勝 (朝日村長) | 120,000 | 42,000 | 35.0% | 特殊索道(リフト) 事業、食堂、売店、オ- ートキャンプ場管理 受託 |

温海町

| 名称 | 代表者氏名 | 出資金総額 | 当該市町村出資額 | 出資割合 | 主な業務 |
|------------|--------------------------|--------|----------|-------|---------------------------------------|
| (株)クアポリス温海 | 代表取締役 佐藤 正明 (温海町長) | 30,800 | 24,000 | 77.9% | スキー場、マリーナ等 の管理、特産品開発及 び観光用土産品販売 |

鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合

| 名称 | 代表者氏名 | 出資金総額 | 当該市町村出資額 | 出資割合 | 主な業務 |
|-------------------|--------------------------|--------|--------------------------------|----------------|-----------------------------------|
| (株)鶴岡地区 クリーン公社 | 代表取締役 芳賀 肇 (鶴岡市助役) | 10,000 | 6市町村 1,800 処理組合 8,000 | 18.0% 80.0% | 一般廃棄物の資源再 生処理、資源再生施 設の管理運営等 |

町・字の取扱い

| 調 整 内 容 |
|----------------------------------|
| (1) 町・字の区域は、原則として現行のとおりとする。 |
| (2) 大字の名称には、「大字」の字句を付さないものとする。 |
| (3) 現町村名の取扱いについては、合併までに調整する。 |

町・字の取扱いについて

仮に現町村名を残し「町」・「村」の字句を削除した場合の所在地の表示の例

(「大字」の字句についても削除)

| | |
|------------------|--|
| 鶴岡市役所 | 鶴岡市馬場町 9 番 25 号 |
| 鶴岡市斎コミュニティ防災センター | 鶴岡市我老林字野中川原 35 番地 2 |
| 藤島町役場 | 鶴岡市藤島藤島字笹花 25 番地 (鶴岡市藤島字笹花 25 番地) |
| 羽黒町役場 | 鶴岡市羽黒荒川字前田元 89 番地 |
| 櫛引町役場 | 鶴岡市櫛引上山添字文栄 100 番地 |
| 朝日村役場 | 鶴岡市朝日下名川字落合 1 番地 |
| 温海町役場 | 鶴岡市温海温海戊 577 番地 1 (鶴岡市温海戊 577 番地 1) |

「藤島藤島」、「温海温海」など、同様若しくは類似の表記が連続し、誤記、誤読等が懸念されるものについては、表中()書きのように「藤島」、「温海」等を付さないことも検討する。

一般職の職員の身分の取扱い

| 調 整 内 容 |
|--|
| <p>鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整を図る。</p> |

白ページです。

特別職の身分の取扱い

| 調 整 内 容 |
|---|
| <p>監査委員、議会推薦の農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の定数、特別職の報酬の額等については、6市町村の長が別に協議して定める。</p> |